

○中国地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十七日

中国地方整備局長 戸田 和彦

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一般国道374号美作岡山道路改築工事（湯郷温泉インターチェンジから勝央ジャンクション（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 岡山県勝田郡勝央町黒土字長尾、字鍵谷、字清水途、字大畑及び字カギ並びに岡字修理免、字荒神、字鬼及び字炭塚地内

岡山県美作市上相字鍵、字かぎ、字長尾、字大畑、字夫城途、字鍛冶屋途、字鍛冶屋及び字林ノ久保並びに中尾字カジャ途地内

2 使用の部分 岡山県勝田郡勝央町黒土字長尾、字鍵谷、字清水途及び字大畑並びに岡字修理免及び字炭塚地内

岡山県美作市上相字鍵、字かぎ、字長尾及び字大畑並びに中尾字カジャ途地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県美作市位田字下坂地内から同市上相字かぎ地内までの延長6,700mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道374号美作岡山道路改築工事及びこれに伴う農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道374号美作岡山道路改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事である。

また、一般国道374号は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び本件区間が岡山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により岡山県が道路管理者となる。

これらのことなどから、起業者である岡山県は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本件事業が施行される美作市及び勝央町は、全国的に知られた湯郷温泉をはじめ、岡山ファーマーズマーケット、美作総合運動公園（美作ラグビーサッカー場）等、多くの観光資源に加えて、勝央中核工業団地、新勝央中核工業団地及び勝央第二工業団地等も立地しており、産業振興の拠点ともなっている。

しかし、現状で広域的な交通網へのアクセスとしては、中国縦貫自動車道美作インターチェンジを経由する必要があるが、美作インターチェンジへのアクセス経路となる美作市市街地の一般国道374号及び主要地方道美作奈義線は、平面交差点が多いことから、特に朝夕の通勤・通学時間帯を中心に交通渋滞が生じ、交通事故も多発しており、自動車交通の円滑化及び定時性の確保が阻害されている状況にある。

また、岡山県東部において、拠点都市となる津山市と、美作市及び和気町を結ぶ第1次緊急輸送道路と位置づけられている一般国道179号及び一般国道374号のルートは、河川沿いの斜面災害発生が懸念される箇所が多く、通行不能となった場合の代替ルートが確保できない状況にある。

このような状況に対応するため、本件事業は本件区間を対象として、バイパス道路を整備するものであり、本件区間が一般国道374号を利用する通過交通を分担することにより交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、災害時にも通行が可能な緊急輸送道路が確保できる。また、本件事業により整備される岡山県美作市上相地内の勝央ジャンクション（仮称）により中国縦貫自動車道と連結されることで、当該地域における広域的な交通網へのアクセスが強化され、物流の効率化、観光資源への集客強化により、当該地域の産業活性化にも寄与するものと認められる。

なお、本件区間は、岡山県岡山市東区瀬戸町塩納地内の山陽自動車道瀬戸ジャンクション（仮称）から中国縦貫自動車道勝央ジャンクション（仮称）に至る地域高規格道路「美作岡山道路」の一部を構成しており、岡山県東部地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されている。

一方、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第7号）に基づき、起業者が平成18年2月に環境影響評価を実施し、その後、平成21年2月、平成22年3月、平成23年12月に道路構造等の変更に伴う見直しを行っている。

その結果、自動車の走行に起因する大気質及び振動については、環境基準を満足するものと評価されている。また、騒音については、本件事業の計画区域が住居に近接した箇所においては、増加が推測されるが、必要に応じて遮音対策を実施することで影響を低減することとしていることから、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響についても、岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、起業者が本件区間

及び近傍地において現地調査及び既存文献等を基に調査を行った結果、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による県指定天然記念物である滝川ホテル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリスト（鳥類、両生類、爬虫類：2006、哺乳類、魚類、植物：2007）及び岡山県版レッドデータブック（2009）に掲載されている哺乳類1種（カヤネズミ）、鳥類3種（サシバ、フクロウ、アカゲラ）、両生類1種（カスミサンショウウオ）、魚類7種（カワバタモロコ、シロヒレタビラ、メダカ、スジシマドジョウ中型種、ヤリタナゴ、アブラボテ、カネヒラ）、底生動物7種（ナニワトンボ、イナバママタニシ、カタハガイ、モノアラガイ、トンガリササノハガイ、マシジミ、オオタニシ）、昆虫3種（オオムラサキ、ウラギンスジヒョウモン）の重要な動物の生息の可能性が確認された。

なお、植物については、環境省レッドリスト等における特記種は確認されなかった。

起業者は、生息・生育環境への改変を最小限にとどめると同時に、工事中の騒音・振動対策及び土砂・濁水流出防止対策、供用後のロードキル対策、夜間照明の照射向きや照度を抑えるなどの措置を講じるとしている。また、本件事業の実施にあたっての環境管理計画を策定して、事後調査の結果により環境が悪化する恐れのある場合には、関係機関や専門家等との協議のうえ、必要に応じて追加的措置の検討・実施等、適切に対応することとしている。以上のことから、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地については、周知の埋蔵文化財包蔵地6箇所が起業地に含まれるが、起業者は岡山県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な車両の交通を確保し、広域的な交通網へのアクセスを強化することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく自動車専用道路及び中国縦貫自動車道と連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するルートについては、申請案の他に2案について比較検討が行われている。

申請案と代替案を比較すると、申請案は施工性に優れ、事業費も廉価になることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業施行に伴う農業用道路の付替工事の計画についても、施設の機能維持について必要最小限の付替を行うものであり、社会的、技術的及び経済的に適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ

るため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、美作市市街地における交通渋滞が激しく、交通事故が頻発していることにより、支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全で円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線周辺の自治体の長により構成される「美作・岡山道路整備促進期成会」が、本件事業の整備促進を要望している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県美作市役所及び岡山県勝田郡勝央町役場